

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	2 3 -	提案日	第 7 回 協議会	確認日	第 8 回 協議会
			平成 1 6 年 1 2 月 1 1 日		平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日
協議項目	その他必要な事項 住民の交通福祉対策事業の取扱い			関係項目	
調整方針(案)	別紙調整案のとおりとする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					

(別紙) 住民の交通福祉対策事業の取扱い調整案

事務事業名	対象者	調整案	伊那市	高遠町	長谷村	
廃止路線代替バス運行維持対策 【企画部会】	全市町村民	現行のとおり運行する。	廃止路線代替バスの運行により、地域の公共交通を確保する。 路線 (1) 横山線 9.7km (2) ますみヶ丘線 12.6km (3) 若宮・美原線 1 4.9km (4) 若宮・美原線 2 7.2km (5) 若宮・美原線 3 4.8km	J Rバスに委託をして三義地区を運行 土日祝日運休 中学生以上 2 0 0 円 小学生以下 1 0 0 円		
		新市事業費想定額 25,806千円	○ H 1 6 予算 20,000千円	○ H 1 6 予算 5,806千円		
循環バス運行事業 【企画部会】		現行のとおり運行する。 ・旧市町村間を結ぶ循環バスの運行については、合併後速やかに運行できるよう関係機関と調整する。 ・公共交通手段のない地区の交通対策については、新たなデマンド交通を検討し、バス路線も含め効率的で利用者の要望に沿った交通手段の確立を検討する。	市街地循環バス（イーナちゃんバス）の運行により、中心市街地の交通の利便性を高め、市街地の活性化を実現する。 地区循環バスの運行により、交通弱者等のための地区の交通を確保する。 1. 路線 (1) 市街地循環バス 8.4km一周40分1日19便運行、料金大人100円 (2) 地区循環バス 1日午前午後各1便、料金大人300円（みはらし200円） ・手良福島 月曜、木曜 ・内の萱沢横月曜 ・新山 月曜、木曜 ・富県東春近 月、木、金曜 ・西春近 月、木曜 ・みはらしの湯 月、木、金曜 2. 実績（H15） (1) 街地循環バス 86,413人 1便平均12.5人 9,470千円 (2) 地区循環バス 9,945人 1便平均7.8人 14,506千円	バス路線のない地区（東高遠・河南）については、タクシー会社に委託して、循環タクシーを運行 2コース1日各4便（毎週月・木土曜日） ・中学生以上 200円 ・小学生以下 100円 藤沢線については乗車補助券を発行し、どの区間を利用して中学生以上200円、小学生以下100円で利用できるようにしている。 差額は町からJ Rへ支払い。 ○循環タクシー ・歳入 648千円 歳出 6,165千円 ○藤沢線乗車補助券 歳出 1,796千円 ○増便対策 町で購入したマイクロバスをJ Rバスに貸付け藤沢線に3往復三義線に2往復（いずれも平日のみ）を増便対策として運行。 ・歳出 5,194千円 ○枝線予約方式による送迎 バス路線沿線の地区で、集落から最寄のバス停までの距離が遠い地区の住民に対して予約方式により最寄のバス停と集落間を無料送迎。 ・藤沢線沿線新田・黒沢地区 毎週月・水・木曜日 ・三義線沿線 川辺・原地区 毎週火・金曜日 歳出 運転手賃金 845千円	J Rバス4条路線から21条路線の許可により、村の委託による循環バスの運行をH 16.10.16から開始。 ○運行区間：杉島から高遠駅までの間（一部 非持山） ○運行料金：全区間 大人200円 小人100円 ○運行便数：月～金10便 土日祝6便 ○走行距離：21.3km ○運行時間：43分 ○H 17年度にバス購入	
		新市事業費想定額 65,100千円	○ H 1 6 予算 27,100千円	○ H 1 6 予算 14,000千円	○ H 1 6 予算 24,000千円（年間見込）	
バス運行維持対策に係る補助 【企画部会】		・現行のとおりとする。 ・権兵衛道路開通に伴い伊那と木曽を結ぶバス路線の開設について検討する。		・J Rバス貸切バスステッカー（5台） 525千円 ・新宿駅南口広告掲出料 1,720千円 ・J Rバス車体広告掲出料 32千円 ・南アルプス号さくらの湯、ホテル入浴券 1,000千円	J Rバス運行維持の為にJ Rバス関東㈱への補助 ・東京八重洲南口広告掲示補助 4,757千円 ・J Rバス南アルプス号広告補助 367千円	
		新市事業費想定額 8,401千円		○ H 1 6 予算 3,277千円	○ H 1 6 予算 5,124千円	

(別紙) 住民の交通福祉対策事業の取扱い調整案

事務事業名	対象者	調整案	伊那市	高遠町	長谷村
高齢者バス・タクシー利用料金助成 【高齢者保健部会】	健常高齢者	低所得高齢者が、原則として医療機関・公共施設等への通院、通所に利用するバス・タクシーの利用料金の一部を助成する。 1 交付対象者 次のすべての要件に該当する者 (1) 市内に在住する75歳以上で介護保険の所得段階が1・2の者 (2) 移送サービス事業(車いす・ストレッチャー車による移送)の対象者でない者 (3) 障害者等タクシー利用助成を受けていない者 2 助成額 バス主要駅までの距離により1人年額 2,400円・4,800円・7,200円・9,600円・12,000円を100円券で交付する。	○概要 交通手段を持たない高齢者(70歳以上)が、通院等のためバス・タクシーを利用する場合その利用料金の一部を助成する。 助成額 年間 2,400円(市街地) 7,200円(中間地) 14,400円(遠隔地)		
			○対象者 ・世帯全員が65歳以上の者 ・バス、タクシーを利用できる身体状況にある者 ・在宅重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業による助成を受けていない者		
			○H15実績 1,289人 利用率85.4%		
		新市事業費想定額 16,210千円(一般財源)	○H16予算 6,000千円(一般財源)		
移送サービス事業 (外出支援サービス) 【高齢者保健部会】	高齢者、車椅子利用者、一般の交通手段を利用することが困難な者	寝たきり等のため、車いすやストレッチャーを使用しなければ外出が困難な人が、リフト付き自動車やストレッチャー車で市内及び隣接等の医療機関へ通院したときの移送料金の助成を行う。なお、現在、無料で送迎を実施している機能訓練等については、事業と関連して検討する。 1 助成の対象 福祉タクシー及び福祉有償運送 2 個人負担金 運賃の1/2の額とする。 ただし上限は1,000円とする。	○概要 寝たきりや車いす利用の高齢者では移動が困難な場合にリフト付き自動車やストレッチャー車で福祉施設等への移送を行う。利用料市内1回500円、市外1回1,000円運営社協委	(社会福祉協議会事業で実施)	○概要 高齢者で居宅と医療機関、在宅サービス提供場所への送迎を行う。利用料1時間153円運営社協委託
			○対象者 心身の障害や疾病等により日常生活に支障のある高齢者または身体的な障害により歩行困難な者で、一般の交通手段を利用することが困難な者		
			○H15実績 延3,800回利用		○H15実績 延665回利用
			○H16予算 1,185千円(一般財源)		○H16予算 857千円(一般財源)
寝たきり老人等通所通院タクシー利用助成事業 【高齢者保健部会】	寝たきり老人等			○概要 高遠町に居住する寝たきり老人等が通所及び通院のために利用するタクシーの利用料金に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(通所は上伊那郡内、茅野市内及び諏訪市内)助成額道路運送車両法に定めるタクシー業者に支払ったタクシー運賃から鉄道及びバス代を差し引いた額	
				○対象者 ・要介護2～5に該当する者 ・身体障害者手帳下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害1級及び2級の者	
				○H15実績 17人、137回	
				○H16予算 95千円(一般財源)	
		新市事業費想定額 970千円(一般財源)			

(別紙) 住民の交通福祉対策事業の取扱い調整案

事務事業名	対象者	調整案	伊那市	高遠町	長谷村
重度身体障害者移動支援事業 【社会福祉部会】	重度身体障害者	新市において福祉有償運送を実施する民間団体と調整していく。	○概要 交通手段を確保するため、障害者自らが運営する移送サービス 移送サービス信州へ委託		
			○対象者 会員となった身体障害者		
			○H15実績 登録171人 利用延8,239人		
		新市事業費想定額	○H16予算		
		900千円（一般財源）	898千円(一般財源)		
在宅重度心身障害者（児）自動車燃料費補助 【社会福祉部会】	在宅重度心身障害者（児）	新市に移行後も、実施するものとする。対象者は伊那市の基準とし、年間2万円とする。	○概要 通常の交通手段を利用することのできない重度の障害者に対し、自動車燃料費を助成し社会参加の促進を図る。 1ヶ月当たり1,160円		
		○対象者 ・下肢・体幹機能障害1～3級 ・視覚・内部障害1級（人工透析を含む） ・知的障害者A1 ・施設入所者・タクシー利用助成者は除く。	○対象者 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部障害1級、知的障害者A1		
			○H15実績 延286人		
		新市事業費想定額	○H16予算		
		3,060千円（一般財源）	1,810千円（一般財源）		
在宅重度心身障害者（児）タクシー利用料助成事業 【社会福祉部会】	在宅重度心身障害者（児）	対象者を伊那市の基準とし、年間2万円を限度にタクシー券を交付する。 （自動車燃料費補助若しくはタクシー利用助成のいずれか一方を対象とする）	○概要 通常の交通手段を利用することのできない重度の障害者に対し、タクシー利用券を助成し社会参加の促進を図る。助成限度基本料金9割の年24回分	○概要 通常の交通手段を利用することのできない重度の障害者に対し、助成し社会参加の促進を図る。助成限度 道路運送車両法に定めるタクシー業者に支払ったタクシー運賃から鉄道及びバス代金を差し引いた額	○概要 障害児の通学介護等に要する経費、人工透析を行っている者・障害児の診療及び訓練に係る通院に要する経費の一部助成。通行料金の1/2以内を補助。限度公共交通機関利用の場合1人年間15万、自家用車1人年間9万。
			○対象者 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部障害1級、知的障害者A1 施設入所者・自動車税等の減免を受けている者は除く。	○対象者 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部障害1級、知的障害者A1 施設入所者・自動車税等の減免を受けている者は除く。	○対象者 身体障害者手帳1から4級。療育手帳A1A2B1。精神障害者保健福祉手帳1及び2級
			○H15実績 対象188人 配布枚数3,954枚	○H15実績 利用 29件	○H15実績 利用 4人
		新市事業費想定額	○H16予算	○H16予算	○H16予算
		4,600千円（一般財源）	1,504千円（一般財源）	162千円（一般財源）	266千円（一般財源）
共同作業所等通所者交通費補助 【社会福祉部会】	共同作業所等通所者	新市に移行後も実施するものとする。補助金の額は通所のための交通費の1/2以内とし、最も近い施設を原則とする。交通費の算出については以下のとおりとする。 ○公共交通機関利用者 1月当たり交通単価×通所月数×1/2 ○自家用車 距離単価×往復距離×通所日数×1/2 施行時期は新市発足時とする。	○概要 共同作業所・小規模訓練施設通所者に対し、交通費を補助。通所のための交通費の1/2以内。	○概要 共同作業所・小規模訓練施設通所者に対し、交通費を補助。心身一通所のための交通費の8/10以内。精神一通所のための交通費の1/2以内。	(福祉バスで対応)
			○対象者 通所者	○対象者 通所者	
			○H15実績 24人	○H15実績 7人	
		新市事業費想定額	○H16予算	○H16予算	
		1,700千円（一般財源）	1,081千円（一般財源）	628千円（一般財源）	